

教育委員会定例会会議録

令和5年2月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和5年2月16日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中山早恵子	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 瀧田美穂
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 日高恭子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから2月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第5号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則等の一部を改正する規則について及び日程第2 教委議案第6号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第5号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則等の一部を改正する規則について及び日程第2 教委議案第6号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する

訓令について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

はじめに、教委議案第5号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則等の一部を改正する規則についてでございます。

議案書は1ページから15ページまでとなっております。

2ページをご覧ください。提案の理由でございます。本案は、教育施策の効果的な展開を図るとともに市立中学校における学校給食の早期実施に向け、教育委員会事務局の組織体制を整備するため提案するものでございます。

規則の概要につきましては、(1)の茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則関係につきましては、学校教育指導課及び教育センターを教育総務部に、教育総務部学務課に中学校給食準備担当を置くとともに教育推進部青少年課に児童クラブ担当を置き、その担当事務を規定するものでございます。

(2)から(5)までに掲げる規則については、組織体制の規則改正に伴い所要の規定を整備するものでございます。

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしております。

3ページ以降は改正の案文、新旧対照表、参照条文となっております。

続きまして、教委議案第6号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についてでございます。

議案書は16ページから22ページまでとなっております。

17ページをお開きください。提案の理由でございます。本案は、組織改正に伴い所要の規定を整備するため提案するものでございます。

訓令の概要につきましては、(1)及び(2)に掲げる訓令につきまして、組織改正に伴い所要の規定を整備するものでございます。

この訓令は令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、18ページ以降は改正の案文、新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第5号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則等の一部を改正する規則について及び日程第2 教委議案第6号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部

を改正する訓令については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第7号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について及び日程第4 教委議案第8号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委議案第7号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について及び日程第4 教委議案第8号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

はじめに、教委議案第7号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

議案書は23ページから27ページとなっております。

24ページをお開きください。提案の理由でございます。本案は、地方公務員法の改正により職員の定年が延長されたことを踏まえ、新たに技能労務上級主査の職を設けるため提案するものでございます。

規則の内容につきましては、新たに技能労務上級主査の職を設けることとし、この職務は上司の命を受け技能的又は労務的業務を処理することとするものでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行することとしております。

25ページ以降は改正の案文、新旧対照表、参照条文となっております。

続きまして、教委議案第8号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についてでございます。

議案書は28ページから34ページまでとなっております。

29ページをご覧ください。本案は、茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の改正に伴い所要の規定を整備するため提案するものでございます。

訓令の概要につきましては、特別の形態によって勤務をする必要がある職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員及び特例定年前再任用短時間勤務職員の週休日を定めるものとしたものでございます。

なお、この訓令は令和5年4月1日から施行することとしております。

30ページ以降は改正の案文新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第7号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について及び日程第4 教委議案第8号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第5 教委議案第9号茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則についてを議題いたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○青少年課長 日程第5 教委議案第9号茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則につきまして、青少年課長よりご説明いたします。

資料は議案書35ページから41ページでございます。

36ページをご覧ください。本規則は、令和5年4月の組織改正に関し行った茅ヶ崎市児童クラブ条例の改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるために提案するものです。

概要につきましては、第2条では指定管理者を指定しようとするときは公募するものとする、第3条、第4条では指定管理者の指定もしくは取消しの手続に関する、第5条では入所の手続に関する、第6条では入所の承認取消しに関する、第7条から第9条では入所している児童の様々な事由に対する届出に関する、第10条、第11条では育成料に関する、第12条では児童クラブの管理に関し必要な事項は教育委員会が別に定めることとしたものでございます。

この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第5 教委議案第9号茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第6 教委議案第10号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○青少年課長 日程第6 教委議案第10号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則につきまして、青少年課長よりご説明いたします。

資料は42ページから48ページでございます。

43ページをご覧ください。本規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例の改正に伴い、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるために提案するものです。

概要につきましては、第2条では選定委員会の所掌事項に関することを、第3条では委員は教育委員会が委嘱することを、第4条では、委員長を置き、委員の互選により定めることを、第5条では、委員長が会議を招集し、議長となることなどを、第6条では必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができることを、第7条では利害関係のある委員は議事に関われないことを、第8条では守秘義務に関することを、第9条では委員会の庶務は青少年課において処理することを、第10条では、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとしたものでございます。

この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委議案第10号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第7 教委議案第11号茅ヶ崎市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第7 教委議案第11号茅ヶ崎市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書49ページをご覧ください。就学指導委員会の所掌事項の拡充及びそれに伴う名称変更を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について提案するものでございます。

50、51ページをご覧ください。このたびの主な変更点は、所掌事項の拡充、それに伴う委員会及び規則の名称変更の2点となります。

新旧対照表につきましては52ページをご覧ください。

特に所掌事項の拡充につきましては、教育上特別の支援が必要な児童生徒等について、就学時のみならず就学後も継続して支援することを可能とするものでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行することとします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 就学指導委員会という名称から、就学支援委員会ではなくて教育支援委員会という名称に変えられたというふうに思いますが、この辺の理由について説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 このたびの改定で名称の変更とともに所掌事項を拡充することにより、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の就学先決定時のみならず、必要に応じてその後の一貫した支援等についても助言等を行うこととなります。このことにより、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援につながるものと考えております。また、保護者との合意形成に向けた助言、就学先での支援についての協議、個別の教育支援計画に対する指導及び助言等をしていくことも考えられます。教育委員会としましては、障がいのあるなしにかかわらず、お子様の発達、成長に何らかの不安のある保護者にも十分に寄り添い、全ての子どもたちの支援を一層充実させていくという思いを持って本改定に至りました。

○伊藤委員 ありがとうございます。茅ヶ崎市が進めている柔軟で適切な支援、そして子どもだけではなくて保護者、そして教員に対する支援を今もしているし、これからはいこうと、より拡充しようという意気込みが感じられました。今後ともよろしく願ひ

いたします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第7 教委議案第11号茅ヶ崎市就学指導委員会規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第8 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○博物館担当課長兼館長 日程第8 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分につきまして、博物館担当課長よりご説明いたします。

議案書54ページ、55ページをご覧ください。

本件は、茅ヶ崎市博物館の令和4年10月分の電気料金の支払いに遅延が生じたことにより、当月利用分の電気料金310万7410円に対し、東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需要約款に定められている延滞利息金1万1051円を令和4年12月22日に専決処分し、賠償いたしましたことを報告し、承認を求めるものでございます。

ご報告は以上となります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第8 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時17分閉会

○竹内教育長 それでは、日程第9に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年2月16日

教育長

委員

委員

委員

委員